

薬生食輸発0627第1号
令和元年6月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産アスパラガスのジフェノコナゾール)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号（最終改正：令和元年6月21日付け薬生食輸発0621第2号）により通知したところである。
本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別添1を下記のとおり、別添2の2を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のフィリピンの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アスパラガス及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.03ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除する。